

水質管理目標設定項目の一部改正案に関する意見募集の結果について

平成23年1月28日
厚生労働省健康局水道課

水道水質管理上注意すべき項目として、平成15年10月10日健発第1010004号厚生労働省健康局長通知により定めている水質管理目標設定項目について、平成22年9月6日から10月5日まで意見募集したところ、4件の御意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見と、それらに対する当省の考え方は別紙のとおりです。
御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	意見概要	回答案
1	<p>メタラキシルの目標評価値には、メタラキシルMを含める。</p> <p>[理由]水産動植物の被害防止に係る農業登録保留基準の設定に際しては、メタラキシルとメタラキシルMの和として取扱われている。</p>	<p>現行の検査法では、メタラキシルと光学異性体のメタラキシル M を区別して分析していないため、目標評価値はメタラキシルとメタラキシルMの和となっています。</p>
2	<p>以下の農業の目標評価値を早急に改訂願いたい。</p> <p>(1)アセフェート</p> <p>[理由]アセフェートは、ADI0.03mg/kg 体重/日を基に、目標評価値が0.08mg/Lのままの据え置きとなっているが、食品安全委員会の再評価の結果 ADI は0.0024mg/kg 体重/日である。</p> <p>(2)トリクロロホン (=DEP)</p> <p>[理由]トリクロロホンは、ADI0.01mg/kg 体重/日を基に、目標評価値が0.03mg/Lのままの据え置きとなっているが、再評価の結果、ADI は0.002mg/kg 体重/日とされ、環境省が本年5月に公表した「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」を作成する際に、この0.002が使用されている。</p> <p>(3)テルブカルブの目標評価値の復活</p> <p>[理由]テルブカルブ含有農業は、1998年7月9日登録失効し、その後、目標評価値は削除されたが、環境省によるゴルフ場使用農業の調査では、06-09年度においても、排水中に検出されている。</p>	<p>御意見は今回の意見募集の直接の対象ではありませんが、今後、水質基準逐次改正検討会で、アセフェート及びトリクロロホンについて、食品安全委員会の評価等を踏まえ、目標値を検討していくこととします。なお、テルブカルブは農業類に含まれており評価値を設定しています。</p>

3	<p>早急にネオニコチノイド系農薬の目標評価値を設定されたい。その際、塩素処理等による化学反応生成物も対象とすべきである。</p> <p>[理由]厚生労働科学研究費補助金を用いた「飲料水の水質リスク管理に関する統合研究」の一環として実施された河川水の調査の結果、ネオニコチノイド系農薬が検出されているため。</p>	<p>御意見は今回の意見募集の直接の対象ではありませんが、今後も厚生労働科学研究における対象とするなど、適切に検討していきます。</p>
4	<p>現行の総農薬方式をあらため、EUと同様、総農薬で0.5ppb=0.0005mg/L、単一農薬で0.1ppb=0.0001mg/Lという基準にすべきである。</p>	<p>御意見は今回の意見募集の直接の対象ではありません。なお、現行の総農薬方式は、個々の農薬の検出濃度のみならず、毒性も考慮した評価方式であることから、適切な方法です。</p>